

「少年事件」

弁護士
大武 英司



今回はこのニュースレターであまり触れることのない刑事事件、その中でも少年事件について触れてみたいと思います。

刑事事件は、原則として20歳に達した者は通常の刑事裁判の手続きとなり、20歳未満の者は少年事件としての手続きとなります。



ところで、私が経験したことのある刑事事件で、残り約1ヶ月で20歳を迎えようとしている少年が、とある犯罪事実によって逮捕・勾留されたというものがあります。この場合はどういう手続きとなるのでしょうか？

犯罪を行ったのがたとえ少年時であっても、その身柄拘束中に成人に達した場合には、少年事件ではなく、通常の刑事裁判として取り扱われます。少年事件であれば家庭裁判所の審判によって少年院送致や保護観察処分といった処分が下され、通常の刑事裁判であれば実刑判決や執行猶予判決が下されることが多いです。手続的に相当の違いがあります。

もっとも、この手続きの違いは少年にとってのみならず、刑事弁護人をする我々との関係でも、弁護活動の在り方に大きな影響を与えます。

通常の刑事裁判であれば被害者との示談を成立させることや被害弁償を行うことが弁護活動で最も重要な活動の1つとなるのですが、少年事件の場合には「その少年がいかに社会的な更生を図ることができるのか」という観点

から審判されるため、弁護人自らがその少年を矯正、更生させる活動が非常に重要となります。ですから、場合によっては成人の刑事事件以上に、コミュニケーションに配慮した弁護活動が求められることになります。

少年事件を担当していると、初めてその弁護人として面会したときは、まともに目を見て話すこともせず、ちゃんとした姿勢で面会に臨むことすらできない少年であったにもかかわらず、面会を重ねるごとに心を開き、気付けば全くの別人となっていることがままあります。少年の更生可能性がいかに大きなものなのかを実感する瞬間でもあり、私はここに少年事件の一番の醍醐味を感じて弁護活動に向き合っております。

弁護士はただ単に法律知識があれば足りるのではなく、いかに人とのコミュニケーションをとることができるのかが非常に重要であると感じます。我々のコミュニケーションの在り方ひとつで、少年が更生するか否かを左右すると言っても過言ではありません。弁護人としての活動は処分結果にだけ向けられるべきではないと感じるところです。刑事手続は数ヶ月で終わることが多いのですが、そのわずかな数ヶ月の弁護活動であっても少年を更生させる可能性を秘めていると信じ、今後も少年事件に取り組んでいきます。



※画像は全てイメージです